

第1章 総則

1 計画の目的

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、私たちの想定を超える未曾有の被害をもたらしました。被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災地全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平成25年（2013年）6月に災害対策基本法を改正しました。それに伴い、市町村は、

- ① 高齢者や障がい者、外国人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の把握に努めること
- ② 災害時要援護者について避難支援等を行うための基礎情報となる災害時要援護者名簿を作成することが義務付けられました。

さらに、震災後、長引く避難生活によって要援護者の震災関連死が相次ぎ、改めて福祉避難所の必要性が認識されたことで、国は、平成28年（2016年）4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が福祉避難所の整備をより一層進めるよう、示しました。

これを踏まえ、市は、災害時に備えて要援護者を登録した名簿を作成し、地域へ提供する取組である「災害時要援護者登録制度」及び「福祉避難所の整備」を主な事業内容とする、「災害時要援護者支援事業」に取り組んでいます。

本計画は、災害時要援護者自身や家族による自助、隣人や友人など地域で備え助け合う共助、公的機関による公助、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、災害時要援護者を含む要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的とするものです。

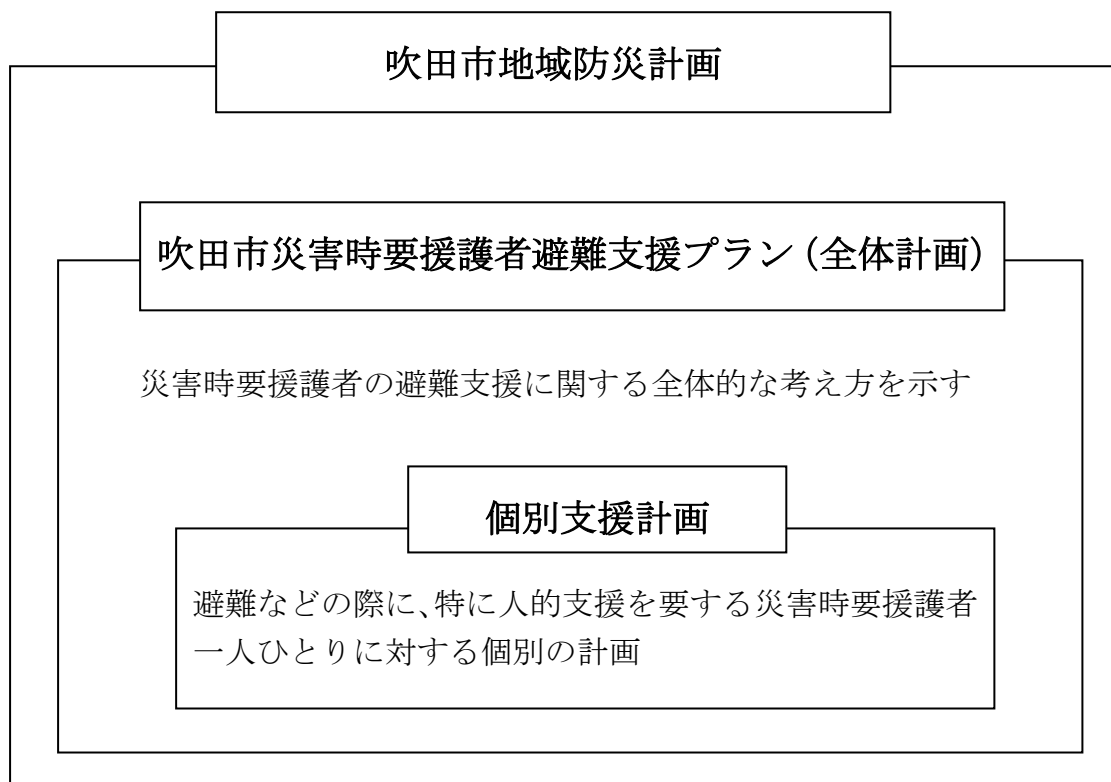
2 計画の位置づけ

この避難支援プラン（全体計画）は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を踏まえ、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「吹田市地域防災計画」の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するものです。

3 計画の構成

避難支援プランは、支援の対象となる災害時要援護者の考え方（範囲）、支援に係る自助、共助、公助の役割分担、支援体制等について、避難支援に関する全体的な考え方を示す「全体計画」と、その中の災害時要援護者一人ひとりに対する「個別支援計画」で構成します。

個別支援計画については、地域の特性や実情、特定の災害時要援護者の状況を踏まえ、地域において作成されるものです。



4 避難支援体制の整備方針

避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（災害時要援護者）について取組を推進するものです。

5 要配慮者と災害時要援護者の定義

